

## Twitter 利用時における名誉毀損の現状と課題 ーリツイートによる名誉毀損事例を中心にー

森本 将光

名誉毀損において、これまでは新聞、雑誌、テレビ、ラジオといったマスメディアが情報を発信する立場であることが主であった。しかし、近年インターネットの普及により、誰もが情報を発信することができるようになり、SNS を含むインターネット上で他人の名誉を毀損することが容易となり、問題が発生している。そんな中リツイートによる名誉毀損事例 1（大阪高判令和 2 年 6 月 23 日（令和 1（ネ）2126）裁判所 HP 参照）は、第三者の投稿を何のコメントも付することなく自身のフォロワーに表示させる単純リツイートのみを行ったことに対して、名誉毀損であるという新たな判断がなされた。

インターネット上の名誉毀損は、従来型の名誉毀損と同様、表現の自由との調整が困難である。名誉毀損と表現の自由に関する課題に対しては、相当性の法理と対抗言論の法理の 2 点からのアプローチが有効であることが明らかにされている。そこで本研究では、まずラーメンフランチャイズ事件（最一小判平成 22 年 3 月 15 日刑集第 64 卷 2 号 1 頁）と本と雑誌フォーラム事件（東京地判平成 13 年 8 月 27 日判時 1778 号 90 頁）について取り上げ、事案の概要や判旨についての比較・整理を行った。そして、インターネット上の名誉毀損において、相当性の法理と対抗言論の法理についてどのような議論がなされているのかを分析した。その後、リツイートによる名誉毀損事例 1 を中心にリツイートによって名誉毀損と判断された事例を 5 件取り上げ、どのような判断がなされたのかを検討した。そして、相当性の法理と対抗言論の法理の観点を踏まえて、ツイッター利用時における名誉毀損の現状と課題についての考察を行った。

検討の結果ツイッター利用時における名誉毀損の課題は、①名誉毀損が免責されるためには、従来のメディアと同じ基準が求められる点、②リツイートという簡単な操作で名誉毀損が成立する点、③「いいね」においても、名誉毀損が成立する可能性が生じている点の 3 点である。①について、現状では従来のメディアと同様の免責基準が用いられており、マスメディアに属しない個人が免責要件を満たすことは困難である。しかし、ラーメンフランチャイズ事件第 1 審のようなインターネットの特質を考慮した免責の基準を示した事例は現状見受けられない。②について、リツイートは単純かつ瞬間的な行為であるが、自身の表現行為として扱われており、他者の名誉を毀損する投稿が瞬時かつ大量に拡散されるという客観的事実から、名誉毀損が成立するという判断は妥当である。③について、ツイッターのいいね機能によって名誉毀損であると判断された裁判例は存在しないが、リツイートによる名誉毀損事例の内容を踏まえると、名誉毀損が成立する可能性はある。この点については、2022 年 3 月の判決を待ちたい。

（指導教員 高良幸哉）